

議案第35号

米原市水道事業給水条例および米原市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について

米原市水道事業給水条例および米原市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行に伴い、水道法（昭和32年法律第177号）等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣および環境大臣に移管されることから、関係条例の規定を整備するため、この案を提出するものである。

米原市水道事業給水条例および米原市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の
資格等に関する条例の一部を改正する条例

(米原市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 米原市水道事業給水条例（平成17年米原市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項および第38条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(米原市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正)

第2条 米原市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例（平成24年米原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣および環境大臣」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

米原市水道事業給水条例新旧対照表（改正理由）（第1条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第5条 給水装置工事（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）をしようとする者は、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第38条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、市または指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、または当該給水装置の構造および材質が構造材質基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第5条 給水装置工事（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）をしようとする者は、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第38条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、市または指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、または当該給水装置の構造および材質が構造材質基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>・主務大臣の変更に伴う改正</p> <p>・主務大臣の変更に伴う改正</p>

米原市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例新旧対照表（改正理由）（第2条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p>	<p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p>	

<p>(6) <u>国土交通大臣</u>および<u>環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。</p> <p>2 略</p>	<p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。</p> <p>2 略</p>	<p>・主務大臣の変更に伴う改正</p>
--	--	----------------------